⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である山形県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、東根インターチェンジから村山インターチェンジ（仮称）までの区間については平成８年３月に、村山インターチェンジ（仮称）から尾花沢インターチェンジまでの区間については平成８年11月に、それぞれ大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成26年10月に、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているイバラトミヨ雄物型及びアオヘリアオゴミムシ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているシジミガムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ゲンゴロウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコバノヒルムシロ及びキンランその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が34箇所存在するが、このうち29箇所については既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る５箇所についても山形県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的に、国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）に基づく国土開発幹線自動車道として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づく４車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、東根インターチェンジから村山インターチェンジ（仮称）の区間については、平成８年５月21日に都市計画決定された都市計画と、村山インターチェンジ（仮称）から尾花沢インターチェンジの区間については、平成８年12月10日に都市計画決定された都市計画と、一部区間における構造形式、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、尾花沢市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山形県東根市役所及び村山市役所

○国土交通省告示第二百九十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

道路の区域	道路の線名	区間	後変更前	敷地の幅員	延長
西浜久松市保三引佐町五場字西久保三〇〇番五から同市引佐町的場字〇〇町番的まで	第二東海自動車道横浜名古屋線	西浜久松市保三引佐町五場字西久保三〇〇番五から同市引佐町的場字〇〇町番的まで	後	最大 一八メートル	最大 七七メートル
			前	最大 一八メートル	最大 四〇メートル
新城市下吉田字浅間一番七六から同市川田字本宮五番二九二まで		新城市下吉田字浅間一番七六から同市川田字本宮五番二九二まで	後	最大 九八メートル	最大 一二メートル
			前	最大 四五メートル	最大 一四メートル
豊川市東上町字本宮山一番五〇三から同市音羽町大字萩字後奥六一番四町まで		豊川市東上町字本宮山一番五〇三から同市音羽町大字萩字後奥六一番四町まで	後	最大 三七メートル	最大 一九メートル
			前	最大 二四メートル	最大 一七メートル
岡崎市鳥川町字赤樫六一番から同市宮石町字安張戸下一四番まで		岡崎市鳥川町字赤樫六一番から同市宮石町字安張戸下一四番まで	後	最大 三六メートル	最大 一三メートル
			前	最大 二九メートル	最大 一〇メートル
豊田市桂野町河原田三五番五から同市岩倉町山ノ神四五番四まで		豊田市桂野町河原田三五番五から同市岩倉町山ノ神四五番四まで	後	最大 二四メートル	最大 一一メートル
			前	最大 二七メートル	最大 一一メートル
			後	最大 三一メートル	最大 一一メートル
			前	最大 三五メートル	最大 一一メートル